

全国児童家庭支援センター協議会 会則

第1条（名称）

この会は、全国児童家庭支援センター協議会と称する。（以下、「協議会」という。）

第2条（事務局）

協議会の事務局は、会長の指定する施設に設置することとし、所在地は細則で定める。

第3条（目的）

協議会は、児童家庭支援事業の発展向上を期し、もって児童福祉を推進するため全国的な連絡調整を行うとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつ、その実践の向上を図ることを目的とする。

第4条（事業）

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 児童家庭支援センターの相互の情報交換を行うと共に、連携協力して、調査・研究・研修・協議・交流事業
- 2 児童相談所や要保護児童対策地域協議会・全国社会福祉協議会・各児童福祉種別協議会・全国里親会などの関係諸機関や団体との協力・連携事業
- 3 その他、協議会の充実発展のために必要な事業

第5条（会員）

- 1 協議会の会員は、児童福祉法第44条2項にいう児童家庭支援センター（児童家庭支援センターを附置する本体施設を含む）をもって構成する。
- 2 前項の他、顧問及び賛助会員を設けることができる。但し、賛助会員は議決権を持たない。
- 3 顧問の選出並びに活動は、細則で定める。
- 4 会員は、一つの児童家庭支援センターを1単位とする。

第6条（役員）

協議会には、以下の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 幹事 7名
- 4 監事 2名

第7条（役員を選任）

役員を選任は、以下の取り決めによって行う。

- 1 会長は、幹事によって選出し、総会において承認する。
- 2 副会長、監事は、会長の指名により選出する。副会長は幹事を兼務することができる。
会長は、筆頭副会長を指名し、総会において承認され会長に事故ある時にはその職務を代行する。
- 3 幹事は、全国7地区から各1名を互選により選出する。（地区の地域分けは、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州とする）

第8条（役員の任務）

役員及び役員会の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐するとともに各会務を所管する。
- 3 幹事は、所属する各地区との連携を担うとともに、調査・研究・研修・広報・予算対策等、協議会に必要な実務を担当する。

4 監事は、協議会の会務と会計を監査する。

第9条（役員会）

- 1 役員会は、会長、副会長、幹事を構成員とし、会長の求めにより開催する。
- 2 役員会は、年2回以上開催し、事業進捗状況及び予算執行状況等について協議・確認を行うほか、次の事項を協議し、役員会構成員の過半数の賛同を得て承認及び議決する。

① 予備費の支出

② 細則及び組織図の改定

第10条（役員の任期）

役員の任期は、会計年度単位の2年間とし、再任は妨げない。但し、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。なお、補欠によって役員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条（組織）

その他、協議会の組織・執行体制については、役員会で定める細則及び組織図の通りとする。

第12条（総会）

- 1 総会は、年1回以上開催し、次の事項を協議し、会員の過半数の賛同を得て承認及び議決する。

① 会長、筆頭副会長の選任

② 事業計画及び予算

③ 事業報告及び会計報告（決算）

④ 会則の改定

⑤ その他

- 2 総会は、毎年度6月末日までに行う。

第13条（会計）

- 1 協議会の運営は、会員からの会費、その他の収入をもって充てる。
- 2 会費は、児童家庭支援センター単位とし、総会により決定した額とする。
- 3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日の単年度とする。
- 4 賛助会員の会費は、細則で定める。
- 5 必要に応じ特別会計を設けることができる。

第14条（旅費）

会務の遂行のために要した旅費、宿泊費等については、別に定めた旅費規定による。

第15条（会則の改正）

この会則を改定するときは、総会の議決を経なければならない。

附則

この会則は、平成11年11月15日に制定する。

この会則は、平成18年9月22日から改定して施行する。

この会則は、平成19年2月23日から改定して施行する。

この会則は、平成22年2月26日から改定して施行する。

この会則は、平成23年5月24日から改定して施行する。

この会則は、平成25年5月1日から改定して施行する。

この会則は、令和元年5月27日（総会日）から改定して施行する。